

選択式触媒還元脱硝装置，排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置に供する薬剤貯蔵タンクの設置用区画の保全防熱性に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

選択式触媒還元脱硝装置，排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置に供する薬剤貯蔵タンクの設置用区画の保全防熱性に関する事項

改正理由

近年の環境規制の強化に伴い，選択式触媒還元（SCR）脱硝装置，排ガス再循環（EGR）装置及び排ガス浄化装置（EGCS）の搭載が増加している。これらの装置に供する尿素又は水酸化ナトリウム水溶液を貯蔵するタンクは，機関室に直接設置する場合もあるが，薬剤の温度管理等のために機関室とは分離された薬剤貯蔵タンク設置用の区画に設置することも想定される。しかし，区画を火災の危険性に応じて分類し，隣接区画との分類の関係によって区画の仕切りの保全防熱性を決定する SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則では，薬剤貯蔵タンク設置用の区画に対して明確に適用できる分類が存在しない。

このため，薬剤貯蔵タンク設置用の区画に対する火災危険性の分類を明確にするための統一解釈案が，2019 年 3 月に開催された IMO 第 6 回船舶設備小委員会（SSE6）において合意され，2019 年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会（MSC101）において，MSC.1/Circ.1616 として承認された。

このため，MSC.1/Circ.1616 に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

選択式触媒還元脱硝装置，排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置に供する尿素又は水酸化ナトリウム水溶液を貯蔵するタンクが設置される機関室とは分離された区画は火災の危険性の分類上“その他の機関区域”とみなす旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 表 R9.2.3-1.